

国内感染症対策及び入国措置の一部緩和

本5日、保健省報道官は、夜間外出禁止措置等の国内の感染症対策及び入国措置について、次のとおり、一部緩和を発表しました。

下記は、3月8日（月）から28日（日）までの措置となります。（注：入国措置は28日までの状況を見て、以降の継続の判断がなされるとのこと）

1 国内の措置

- 午後10時から翌午前5時まで夜間外出禁止。
- 県間移動の禁止の解除。ただし、感染拡大地域は閉鎖される。
- カフェ、レストランは20時まで営業可

2 入国措置

- 入国後の隔離場所について、指定ホテルでの強制隔離から自宅や任意のホテル等での自主隔離に変更
- 入国48時間後にRT-PCR検査を受け、陰性であれば、隔離終了。（注：陽性の場合、軽い症状であれば、自主隔離場所にて保健省による経過観察）
（注 チェックイン前72時間以内に受検したRT-PCR検査による陰性証明書の提出等も引き続き求められます。）
- 空港で、入国者に対し、ランダムに迅速抗原検査が行われる。

上記以外の現行措置については、解除や変更の発表があるまで有効と考えてください。また、感染拡大地域の指定に関する発表にご注意ください。

チュニジア国内の新規感染数は減少傾向ですが、各地で英国株の発生や疑い事例が報じられていますので、マスクの着用や上記措置を遵守し、引き続き感染予防にご留意ください。

感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にさせていただくと共に、万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和3年3月5日

在チュニジア日本国大使館

9、 Rue Apollo XI、 Cite Mahrajene、 1082 Tunis、 TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417